

令和7年3月28日

広島県内におけるタクシー運賃改定要請のお知らせ

令和7年3月24日、広島市域地区（旧広島県A地区）において、また同年3月25日には広島地区（旧広島県B地区）において、一般乗用旅客自動車運送事業の運賃変更（運賃改定）を求める要請書が提出されましたので、お知らせします。

なお、両地区においては、本要請の日から3ヶ月の受付期間を経た後、要請書を提出した事業者の合計車両数が、運賃適用地域内の法人事業者全体の車両数の5割を超えた場合、運賃改定要否の判断を行うこととなります。

記

1. 広島市域地区（旧広島県A地区）

（1）要請者

法人名：株式会社 宝塚かもめタクシー

住所：広島県広島市東区山根町32番15号

法人名：株式会社 城北タクシー

住所：広島県広島市安佐南区長東西1丁目1番48号

（2）要請理由

経営の健全化並びに労働条件の改善を図るため

（3）公定幅運賃変更の内容等

別紙1参照

2. 広島地区（旧広島県B地区）

（1）要請者

法人名：アサヒタクシー 株式会社

住所：広島県福山市新涯町2丁目20番11号

法人名：グリーンタクシー 株式会社

住所：広島県福山市南手城町2丁目27番7号

（2）要請理由

経営の健全化並びに労働条件の改善を図るため

（3）公定幅運賃変更の内容等

別紙2参照

【問合せ先】

自動車交通部旅客第二課（082-228-3450） 担当：石井・小林

広島市域地区（旧広島県 A 地区）

広島県のうち、広島市（平成17年4月25日編入の旧佐伯郡湯来町の区域を除く）、廿日市市（平成15年3月1日編入の旧佐伯郡佐伯町、吉和村及び平成17年11月3日編入の旧佐伯郡大野町、宮島町の区域を除く）、安芸郡府中町、海田町、熊野町、坂町の区域

公定幅運賃変更の内容（※普通車要請分）

- 株式会社宝塚かもめタクシー

車種	初乗距離・運賃		加算距離・運賃		時間制(30分毎)	
	現行	要請	現行	要請	現行	要請
普通	1,236m 670円	1,420m 800円	264m 80円	292m 100円	3,300円	3,600円

- 株式会社城北タクシー

車種	初乗距離・運賃		加算距離・運賃		時間制(30分毎)	
	現行	要請	現行	要請	現行	要請
普通	1,236m 670円	1,420m 800円	264m 80円	292m 100円	3,300円	3,600円

要請受付期間

令和7年3月24日 ～ 令和7年6月23日

広島市域地区における法人事業者数及び車両数（令和7年3月24日現在）

- 69 事業者（ハイヤー及び福祉輸送限定事業者を除く。）
- 2,580 両（ハイヤー及び福祉輸送限定車両を除く。）

過去の運賃改定状況

前回改定：令和5年6月26日実施

広島地区（旧広島県B地区）

広島県のうち、広島市（平成17年4月25日編入の旧佐伯郡湯来町の区域に限る）、廿日市市（平成15年3月1日編入の旧佐伯郡佐伯町、吉和村及び平成17年11月3日編入の旧佐伯郡大野町、宮島町の区域に限る）、呉市、竹原市、東広島市、三原市、尾道市、福山市、府中市、三次市、三次市、庄原市、大竹市、江田島市、安芸高田市、山県郡（安芸太田町、北広島町）、世羅郡（世羅町）、神石郡（神石高原町）、豊田郡（大崎上島町）の区域

公定幅運賃変更の内容（※普通車要請分）

- ・ アサヒタクシー株式会社

車種	初乗距離・運賃		加算距離・運賃		時間制(30分毎)	
	現行	要請	現行	要請	現行	要請
普通	1,500m 750円	1,420m 800円	289m 90円	284m 100円	3,200円	3,700円

- ・ グリーンタクシー株式会社

車種	初乗距離・運賃		加算距離・運賃		時間制(30分毎)	
	現行	要請	現行	要請	現行	要請
普通	1,500m 750円	1,420m 800円	289m 90円	284m 100円	3,200円	3,700円

要請受付期間

令和7年3月25日 ～ 令和7年6月24日

広島地区における法人事業者数及び車両数（令和7年3月25日現在）

- ・ 142 事業者（ハイヤー及び福祉輸送限定事業者を除く。）
- ・ 2,209 両（ハイヤー及び福祉輸送限定車両を除く。）

過去の運賃改定状況

前回改定：令和5年6月26日実施